

各県立学校長 様

教 育 長

「感染症及び食中毒の発生報告」の一部改正について（通知）

日頃より学校における感染症対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

各学校において感染症及び食中毒が発生した際には、令和5年4月28日付け教保体第245-1号『「感染症及び食中毒の発生報告」の一部改正について（通知）」（以下、「発生報告通知」という。）に基づき、対応いただいているところです。

また、同年5年6月2日付け教保体第451-1号「感染症発生に係る定期報告の報告期限の変更について（依頼）」（以下、「報告期限変更通知」という。）に基づき、できる限り速やかな報告に協力していただいているところです。

報告期限変更通知において、感染症発生に係る定期報告（出席停止措置人数等）について当面の間、報告期限を当該措置の翌月5日までとしておりましたが、今後も県内公立学校における感染症の発生状況を速やかに把握し、対応を検討する必要性を踏まえ、報告期限を翌月7日に変更することとしました。

については、報告期限変更通知を廃止するとともに、「発生報告通知」の一部を別紙のとおり改正しましたので通知します。

また、ペーパーレス化を推進する観点から、ファックスによる報告を原則廃止としましたので、御理解・御協力をお願いします。

なお、報告に当たって、下記についても合わせて御確認いただくようお願いします。

記

1 臨時休業の報告について

- 学校欠席者・感染症情報システムへの入力、臨時休業開始の前日15時までに入力すること。
- 臨時休業の判断が、臨時休業開始日当日の場合は、当日12時までに入力すること。

2 出席停止を伴わない感染症発生の報告について

- 別紙2「出席停止入力の手引き（R6.5改定）」に示す「2 校長が認めた者の出席停止及び出席停止とならない感染症発生に関する入力」に従って入力すること。

担 当：健康教育・学校安全担当 脇田・平尾
電 話：048-830-6963
E-mail：a6960-13@pref.saitama.lg.jp

別紙

報告方法及び報告様式

1 学校（幼稚園）の報告

(1) 第一種感染症の発生

ア 発生（発見）時報告

電話で一報を行うとともに、「様式1」及び「様式3-①・第一種感染症」により把握可能な範囲の内容を所管の教育委員会にメール等で速報^{*1)}し、その後、速やかに文書番号を付した文書で報告すること。なお、「様式3-①・第一種感染症」は、発生（発見）日を含め過去3日（保健所から指示があった場合はその日数）分を添付すること。

※1) メール等による指定様式（文書番号を付す必要はない）での速報。ただし、様式を作成するいとまがない場合は電話による一報で差し支えないこと。以下同じ。

イ 経過報告

「様式3-②・第一種感染症」によりメール等で所管の教育委員会に速報すること。（文書番号を付した文書による報告は省略可）

ウ 終結報告

「様式4-①・第一種感染症」及び「様式4-②・第一種感染症、食中毒共通」に「様式3-①・第一種感染症」及び「様式3-②・第一種感染症」を添付し、速やかに文書番号を付した文書で所管の教育委員会に報告すること。

エ 定期報告

「様式5」により1か月分をまとめて翌月7日までに所管の教育委員会に報告すること。県立学校においては、県保健体育課及び所管の保健所へ報告すること。（県立学校は「学校等欠席者・感染症情報システム」に出席停止の入力を行うこととし、当該入力をもって「様式5」による県保健体育課及び保健所へのメール等による報告は不要とする。）

※報告期限が週休日等の場合は、翌授業日までとする。以下同じ。

(2) 第二種感染症又は第三種感染症の発生

ア 定期報告

「様式5」により1か月分をまとめて翌月7日までに報告すること。所管の教育委員会に報告すること。県立学校においては、県保健体育課及び所管の保健所へ報告すること。（県立学校は「学校等欠席者・感染症情報システム」に出席停止の入力を行うこととし、当該入力をもって「様式5」による県保健体育課及び保健所へのメール等による報告は不要とする。）

イ 「結核」及び「麻しん」についての速報

結核又は麻しん患者が発生したときは、電話で一報を入れるとともに、結核においては「様式7」、麻しんにおいては「資料4-1」によりメール等で速報すること。定期報告については、上記アに同じであること。

ウ 「インフルエンザ様疾患」及び「発熱、咳、咽頭痛等の普段と異なる症状のある者のうち医師等により登校を控えるように指示を受けた者」等の取扱い

学校における感染症の発生状況を踏まえ、感染が疑われる感染症による出席停止として取扱い、定期報告の「様式5」に計上すること。

(例)・学校内でインフルエンザが発生している状況下において、発熱し、「インフルエンザの疑い」として医師から登校を控えるよう指示を受けた者については、「インフルエンザ」に計上する。

・学校内で新型コロナウイルス感染症が発生している状況下において、発熱や咳等により「新型コロナウイルス感染症の疑い」として医師から登校を控えるよう指示を受けた者については、「新型コロナウイルス感染症」に計上する。

(3) 臨時休業の実施

ア 感染症に係る臨時休業

臨時休業実施前日までに所管の教育委員会に「様式8」によりメール等で速報し、その後速やかに文書番号を付した文書で報告すること。

県立学校においては、県保健体育課及び所管の保健所に報告すること。

なお、新型コロナウイルス感染症及び感染性胃腸炎に係る臨時休業については、文書番号を付した文書による報告は省略可とする。

イ 臨時休業の区分の取扱い

「様式8」について、当初臨時休業を決定した時点での学級閉鎖、学年閉鎖又は学校閉鎖の区分で報告すること。

(県立学校は「学校等欠席者・感染症情報システム」に臨時休業の入力を行うこととし、当該入力をもって「様式8」による県保健体育課へのメール等による報告は不要とする。)

(4) 食中毒の発生

ア 発生(発見)時報告

「様式2」及び「様式3-①・食中毒」により把握可能な範囲の内容を、所管の教育委員会にメール等で速報し、その後、速やかに文書番号を付した文書で報告すること。なお、「様式3-①・食中毒」は、発生(発見)日を含め過去3日(保健所から指示があった場合はその日数)分を添付すること。

県立学校においては、県保健体育課及び所管の保健所に報告すること。

イ 経過報告

「様式3-②・食中毒」によりメール等で速報すること(文書番号を付した文書による報告は省略可)。

ウ 終結報告

「様式4-①・食中毒」及び「様式4-②・第一種感染症・食中毒共通」に「様式3-①・食中毒」及び「様式3-②・食中毒」を添付して、速やかに文書番号を付した文書で報告すること。

2 市町村教育委員会の報告

(1) 第一種感染症の発生

ア 発生(発見)時・経過・終結報告

学校から速報があった場合は、速やかに電話等で教育事務所及び保健所に速報すること。また、学校から送付された「様式1」及び「様式3-①・第一種感染症」についても、速やかにメール等で送付すること。

イ 定期報告

学校からの「様式5」による報告を「様式6」に集計し、その月の14日までに教育事務所及び保健所に提出すること。なお、学校からの定期報告書(様式5)は、市町村教育委員会で保管すること。(「様式6」は該当がない場合もその旨報告。以下同じ。)

(2) 第二種感染症又は第三種感染症の発生

ア 定期報告

学校からの「様式5」による報告を「様式6」に集計(第一種感染症を含む)し、その月の14日までに教育事務所及び保健所に提出すること。

また、学校からの定期報告書(様式5)は、市町村教育委員会で保管すること。

イ 「結核」及び「麻しん」についての速報

結核においては「様式7」を教育事務所及び保健所、麻しんにおいては「資料4-1」を県保健体育課及び教育事務所、保健所にメール等で速報すること。

(3) 臨時休業の実施

ア 感染症に係る臨時休業

学校からの「様式8」による速報をメール等で教育事務所及び保健所に速報し、その後、速やかに文書番号を付した文書を提出すること。

ただし、新型コロナウイルス感染症及び感染性胃腸炎に係る臨時休業については、メール等で県保健体育課、教育事務所及び保健所に速報すること（文書番号を付した文書による報告は省略可）。

イ インフルエンザ（インフルエンザ様疾患を含む）に係る臨時休業

学校からの「様式8」による速報に基づき「様式9」に記入し、臨時休業実施前日までにメール等で、県保健体育課、教育事務所及び保健所に直接速報すること。なお、シーズン中、初めて学級閉鎖等を行う学校については、学級閉鎖、学年閉鎖又は学校閉鎖のそれぞれの区分ごとに、「シーズン」の欄に「新」と記入すること。

ウ 臨時休業の区分の取扱い

「様式9」について、当初臨時休業を決定した時点での学級閉鎖、学年閉鎖又は学校閉鎖の区分で報告すること。

(4) 食中毒の発生

学校からの速報及び文書番号付き文書報告については、教育事務所及び保健所にメール等で速やかに行うこと。

3 教育事務所

(1) 管内市町村教育委員会の速報については、速やかに県保健体育課に送付すること。

(2) 管内市町村教育委員会の定期報告については、その月の20日までに県保健体育課に送付すること。

(3) 「様式9」については、市町村教育委員会から県保健体育課、教育事務所及び保健所に直接メール等で速報することとしているので、教育事務所から県保健体育課への報告の必要はない。

4 施行期日

令和6年5月1日以降の感染症又は食中毒患者の報告から適用する。

5 その他

報告事務を行うに当たっては、別添1の「報告区分・方法・様式一覧表」及び「学校において予防すべき感染症一覧」を参照のこと。